

議案第1号

沖縄県教育委員会の点検・評価実施要綱について

沖縄県教育委員会の点検・評価実施要綱を別紙のとおり定める。

平成21年7月22日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会の点検・評価実施要綱

沖縄県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価の実施)

第2条 点検・評価は、前年度における教育委員会の運営状況及び教育施策の執行状況等について行うものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第3条 点検・評価についての客観性を確保するため、点検・評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(点検・評価の結果の活用)

第4条 点検・評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(報告書の作成等)

第5条 点検・評価の結果については、報告書を作成して県議会へ提出するとともに、教育委員会ホームページにより公表するものとする。

(県民の意見の反映)

第6条 公表後の点検・評価結果に対する県民からの意見については、今後の教育行政に適切に反映させるように努めるものとする。

(庶務)

第7条 点検・評価の実施に関する庶務は、教育庁総務課において行う。